

川崎市立井田病院院内兼務発令に関する要綱

平成31年4月1日 31川井病庶第1096号

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立井田病院（以下「本院」という。）における院内兼務発令に関し必要な事項を定めるものとする。

(院内兼務)

第2条 病院長は、特定の業務を処理するため、院内兼務を発令することができる。

(発令)

第3条 院内兼務は、特定の業務に関し知識、経験等を有する本院の職員のうちから病院長が発令する。

(任務)

第4条 院内兼務の発令を受けた職員は、特定の業務に関し病院長が指示する事項を処理し、当該業務に関し所属職員があるときは、これを指揮監督する。

(病院長補佐)

第5条 本院に、病院長の職務のうち特定事項の職務（以下「病院長から命を受けた職務」という。）を補佐するため、病院長補佐を置くことができる。

2 病院長補佐は、病院の管理運営に関し広くかつ高い識見を有する診療科の部長級の医師及び歯科医師のうちから病院長が発令する。

3 病院長補佐は、病院長から命を受けた職務に関し、病院長に意見具申等を行うとともに、病院長が指示する事項を処理する。

(任期)

第6条 院内兼務の任期は、発令を受けた日が属する年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。